

## 審査細則

(平成11年4月1日改正)

1. 付点法  
付点は、下記に示す通り5%の得点率で付点し、総得点は小数点以下を四捨五入して整数点で示す。

|      |        |
|------|--------|
| 95%  | 特に良いもの |
| 90 " |        |
| 85 " | 良いもの   |
| 80 " | 普通のもの  |
| 75 " | 良くないもの |
| 70 " | 特に悪いもの |
| 65 " |        |

2. 審査標準に示す失格条項中、「生殖器が異常のもの」とは次のものをいう。
- (1) 雄にあっては片睾丸のもの
  - (2) 雌にあっては外観上明らかに異常が認められるもの
3. 産肉登録の資格条項中「その産子の産肉性が特にすぐれたもの」とは、次のいずれかに該当するもの。
- (1) 枝肉格付等級が「A - 5」又はこれに準ずる成績のものを1頭以上生産（「B - 5」でも歩留基準値が71%以上のもの、及び「A - 4」を2頭以上生産したものを含む）
  - (2) その産子が繁殖雌牛の場合、超音波による肉質形質測定の結果、脂肪交雑がある程度（1+）以上確認され、8の(3)により審査得点に2点加算されたもの（ ）を1頭以上生産
  - (3) 枝肉格付等級が「A - 4」を1頭と、産子（繁殖雌牛）の超音波測定による脂肪交雑が少し（1程度）確認され、前項と同様に審査得点に1点加算されたもの（ ）を1頭生産
4. 高等登録資格条項中の「繁殖成績良好」とは、雌の場合次のいずれにも該当するものをいう。
- (1) 生後30か月以内に初産を分娩し、以後連産していること（平均分娩間隔15か月以内）。ただし、初産分娩が30か月を超えるものであっても、以後繁殖成績が特に良好と認められるものは、この限りでない
  - (2) 2回以上の流産または死産がないもの。ただし、アカバネ病による流死産であると認められるものはこの回数に数えない
  - (3) 申込時点において、3産以上の正常分娩をしていること
5. 高等登録の失格条項中「遺伝的異常形質」とは次のものをいう。
- (1) 先天性鱗皮症
  - (2) 先天性脳水腫
  - (3) 先天性鼻梁わん曲（顔面奇形）

6. 雄の高等登録の資格条項中「産肉能力検定成績が良好で」とは、次に掲げる条件の2項目以上を満足するものをいう。

- (1) 1日当り増体量が直接検定で1.4kg以上又は間接間接検定で1.0kg以上のもの
- (2) 間接検定による枝肉格付等級が「A-4」程度以上もの
- (3) 間接検定による産肉能力得点が90点以上を得点したもの

7. 育種高等登録の資格条項中「その産子の産肉性が特にすぐれたもの」とは次のものをいう。

- (1) 雌にあっては、産肉登録の条件を満たすもの
- (2) 雄にあっては、年間の産子の肥育成績(50頭以上)において、4等級以上の肉質等級の出現率が50%程度以上であるもの

8. 付点細則

(1) 発育・状態の付点(雄、雌共通)

発育・状態の付点は、原則として下記の基準によるものとする。ただし、体高以外の各部の発育程度によっては、90%を限度として5%の範囲で加減する。

- ア. 体高等が発育曲線の基準線と上線の範囲内にあるもの..... 90%
- イ. 体高等が発育曲線の上線を越えるもの..... 85%
- ウ. 体高等が発育曲線の下線と基準線の範囲内にあって  
基準線に近いもの..... 85%
- エ. 体高等が発育曲線の下線と基準線の範囲内にあって  
下線に近いもの..... 80%
- オ. 体高等が発育曲線の下線に達しないもの..... 75%

栄養状態による補正

前記の付点は繁殖牛にふさわしい栄養状態のものを対象とし、過肥のもの及び肉付不良のものはその程度に応じて5%又は10%を減点する。ただし、明らかに放牧牛と確認されるものはこの限りでない。

(2) 体色の異常(総得点から次のとおり減点する)

- ア. 毛色の暗いもの、淡いもの
- イ. すばれ毛
- ウ. 刺毛
- エ. あざ
- オ. 角の色の異常
- カ. 蹄の色の異常
- キ. 鼻鏡の色の異常
- ク. 目立たない白斑

- (各項目につき下記のとおり減点)
- 程度の軽いもの..... 減点しない
  - 中程度のもの..... 0.4点減
  - 程度の重いもの..... 0.8点減

体色の異常が失格には至らないが、特に著しいものについては、1項目につき2点まで減点することができる。

(3) 超音波測定に基づく得点の加算措置

超音波測定により肉質形質が優れていると判定されるものについては総得点に次の通り加算し、得点の後に 印を付ける。ただし、皮下脂肪及び筋間脂肪が特に厚いものはこの措置は適用しない。

脂肪交雑が少し（1程度）確認されるもの・・・ 1点加算（ ）

脂肪交雑がある程度（1+程度）以上確認されるもの・・・ 2点加算（ ）

例：審査得点 85点で超音波検査成績で2点加算されたもの

85点 + 2点 = 87点

(4) 旧制度の登録牛に対する超音波成績の取り扱い

平成5年4月以前の旧制度で登録されたもので、その後超音波測定を受け、前項の 又は と同程度の肉質と判定されるものについては、登録審査時にさかのぼり前項と同様の加算措置をとることができる。

ただし、審査得点の訂正を希望するものについては、新しい登録証明書に書き換え再発行する。この場合は、「書換え」取扱いとし有料とする。

9. 遺伝的異常形質の淘汰基準

(1) 遺伝的異常形質の分類

第1類 遺伝的には劣性遺伝を示し、致死又は半致死遺伝子による形質である又経済的損失は甚大である。

先天性鱗皮症、先天性脳水腫、先天性鼻梁わん曲（顔面奇形）

第2類 遺伝的なものと思われるが、その遺伝様式が判然とせず、単純劣性と断定しえないもの

無尾、盲目、小眼球、矮小体軀症

第3類 品種の特徴に抵触するが、遺伝様式が判然とせず、経済的損失も第1類、第2類に比較して大きくない。

体色異常（異毛色、白斑、角・蹄・鼻鏡が黒色）

(2) 淘汰方法

第1類及び第2類は失格として淘汰する。

第3類で異毛色又は顕著な白斑は失格とし、子牛登記証明書は発行しない。ただし、程度の軽いものは失格とせず、前項(2)に従って取扱う。

(3) 高等登録の申込みについての制限条件

第2類に示す異常形質が本牛の産子に全然出現していないこと。ただし、雄にあってはその出現状況をよく検討して慎重に決定する。

第3類に示す異常形質が本牛の産子に2頭以上出現していないこと。ただし、雄にあってはこの限りでない。